

市有地売却

随時売払い要領



Midori City

みどり市役所総務部財政課
TEL 0277(76)0963

目 次

I	売却物件一覧	1
II	市有地売却(随時売払い)の流れ	2
III	買受申請について	
	1. 申請資格	4
	2. 売払い条件	5
	3. 申請方法	5
	4. 申請受付	5
	5. 申請先	6
	6. 留意事項	6
IV	契約締結について	
	1. 契約の締結	7
	2. 契約締結期限	7
	3. 契約締結時にお持ちいただくもの	7
	4. 売買代金の納付	7
V	所有権の移転について	
	1. 所有権の移転時期	8
	2. 所有権移転登記に必要なもの	8
	3. 登記済関係書類の引渡し	8
VI	その他	
	1. 契約にかかる費用	8
VII	各種様式	
	普通財産買受申請書	9
	誓約書(市有地売払いに関するもの)	10

誓約書(暴力団非該当に関するもの)	11
委任状	12

I. 売却物件一覧

物件 番号	所 在	地 目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	最低売却価格
1	笠懸町阿左美 3418-5	宅地	153.70	153.70	2,536,000 円
2	笠懸町鹿 2423-6	雑種地	987.00	995.38	18,614,000 円
3	大間々町大間々 706-1	宅地	265.61	265.61	4,487,000 円
4	大間々町大間々 1282-2	宅地	909.12	909.12	11,743,000 円
5	大間々町大間々 1198-7、 1198-10、1199-8、1199-15	宅地	363.04	363.26	5,134,000 円
6	笠懸町鹿 4202-1	雑種地	1,299.00	1,286.31	21,610,000 円
7	大間々町桐原 1023-4、 1024-2	宅地	464.51	464.61	8,548,000 円

Ⅱ. 市有地売却(随時売払い)の流れ

随時売払いは、一般競争入札で申込者又は落札者がなかった物件を対象として売払いを行うもので、以下に定めるとおり買受人を決定します。ただし、申込物件の利用計画等が不相当と認める場合は、売払いを取り消すことがあります。

1 要領の配布

- 買受申請される方は、要領を必ずご確認いただき、内容について了承いただいた上で、手続きを行ってください。

配布開始日

令和7年3月3日(月)から

配布場所

みどり市総務部財政課(笠懸庁舎2階)

※市ホームページからダウンロードすることも可能です。

2 物件の確認

- 現状有姿での売却となりますので、お申込みを検討される場合は、必ず事前に現地の状況を確認してください。なお、本要領に記載がある事項と現状に差異がある場合は、現状が優先されます。

3 買受申請

- 普通財産買受申請書等を持参又は郵送により提出してください。
- 先着順により提出書類を確認後、買受人と認める申請者に対し、売払決定通知書を送付します。

申込受付期間

令和7年3月3日(月)から

次回一般競争入札前まで

午前9時から午後5時まで

※土日祝日を除く

4 契約締結

- 契約締結期限までに契約を締結していただきます。

契約締結期限

売払決定通知日から10日以内(土日祝日を除く)

5 売買代金納付

- 売買代金は売払金額の全額を一括で納めていただきます。

売買代金納付期限

契約締結の日から 30 日以内



6 所有権移転登記及び登記済関係書類の引渡し

- 所有権移転登記はみどり市が行います。
- 登記完了次第、速やかに関係書類をお渡しします。

登記済関係書類引渡し

売買代金納付後、1 か月程度

Ⅲ. 買受申請について

1. 申請資格

申請できる者は、以下の①～⑥に該当する方を除く、個人及び法人とします。

- ① みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条に定める暴力団並びにその暴力団員
- ② 誓約書(暴力団非該当に関するもの)を提出しない方
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項から第 11 項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする方
- ④ 市区町村民税等の滞納がある方
- ⑤ 市有地随時売払いに伴う誓約書を提出されない方
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する方

(地方自治法施行令第 167 条の 4)

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 売払い条件

(1) 売買代金は、納付期限までに全額を納付してください。分割納付はできません。

(2) 売買物件の引渡しの中から、次に該当する用途に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

①みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条に定める暴力団並びにその暴力団員の活動のための用途

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項から第 11 項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする用途

③公序良俗に反する用途

④①～③の用途に類する用途

3. 申請方法

「普通財産買受申請書」に次の書類を添えて、下記申込先まで持参又は郵送してください。また、提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

個人 ※3	誓約書(市有地売払いに関するもの)	1 部
	誓約書(暴力団非該当に関するもの)	1 部
	住民票 ※1	1 部
	印鑑証明書	1 部
	委任状 ※2	1 部
法人	誓約書(市有地売払いに関するもの)	1 部
	誓約書(暴力団非該当に関するもの)	1 部
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1 部
	印鑑証明書	1 部
	委任状 ※2	1 部

※1 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。本籍・続柄は省略可とします。

※2 代理人が申請する場合に提出してください。

※3 共有名義でお申込みの場合は、構成者全員分の書類が必要となります。

(注)添付書類は、発行日から 3 箇月以内のものをご提出ください。

4. 申請受付

申請受付：令和 7 年 3 月 3 日(月)から次回一般競争入札前まで 午前 9 時から午後 5 時まで

※ 土日祝日を除く

先着の決定方法

郵送により必要書類を提出した場合は、申請先であるみどり市総務部財政課に必要書類が到達し

た時点を申請受付日とします。

同一物件に対し、申請先に同時に複数の申請があり、必要事項の記入及び押印に不備がない場合は同着とみなします。同着の場合、提示した買受価格が高い申請者を買受人とします(買受価格が同額である場合は、くじ引きにより買受人を決定します。)

5. 申請先

みどり市役所 総務部 財政課

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地 みどり市役所笠懸庁舎 2 階

TEL : 0277-76-0963 FAX:0277-76-2449

6. 留意事項

- (1) 事前に現地を確認の上、現地の状況、本要領の内容、法令に基づく規制、申請条件、契約条件、契約事項を十分に認識し、全て了解された上で申込みをしてください。
- (2) 申請に必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担となります。
- (3) 提出後の書類の差し替え又は再提出は認めません。
- (4) 現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、本要領に記載のない事項についてもご自分で調査の上、現地の状況等を確認してください。
- (5) 民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、みどり市は担保責任を負いません。
- (6) 地盤調査、地質調査等は実施しておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (7) 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に買受人が(必要に応じて隣接地権者と協議の上)処理してください。
- (8) 各境界付近の取扱いについては、所有権移転登記後、買受人が各隣接地権者と直接協議してください。
- (9) 本案内書の物件は全て事前に測量済みです。引渡し後の買受人の実測により面積が異なった場合も、売買代金の精算はいたしません。
- (10) 土地の分筆、地図(法務局の公図)訂正、地積更正等は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (11) 物件調書の内容は、調査時点における一般的な調査内容を記載しているもので、現況と異なる場合があります。必ずご自分で現地や各規制を確認してください。
- (12) 本要領の内容について、現状と異なる事項があった場合、現状を優先します。

IV. 契約締結について

1. 契約の締結

買受人は、下記契約締結期限を遵守の上、契約を締結していただきます。期限までに契約を締結されない場合、買受人の資格が失われます。また、契約締結期限の延長はいかなる場合も認められません。

2. 契約締結期限

売払決定通知日から 10 日以内(土日祝日を除く)

3. 契約締結時にお持ちいただくもの

- (1) 印鑑 ※申請時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑
- (2) 身分証明書(官公署の発行した写真入りのもの)
- (3) 収入印紙(売買代金に応じた額分) ※金額は次ページをご参照ください。

4. 売買代金の納付

売買代金は契約締結の日から 30 日以内に指定の納付書で納めてください。期限までに納めていただけない場合、当該契約は無効となります。

※売買代金の分割納付はできません。

V. 所有権の移転について

1. 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を全額納付いただいた後、みどり市から契約者へ移転します。
なお、所有権移転登記には、1 か月程度時間をいただきます。

2. 所有権移転登記に必要なもの

- ・売買代金の納付書の写し(金融機関の領収印が押されたもの)
- ・登録免許税額分の収入印紙
※金額は下記(契約にかかる費用)をご参照ください。
- ・印鑑 ※申込み時に提出した印鑑証明書と同一の印鑑

3. 登記済関係書類の引渡し

市が所有権移転登記を行い、登記済関係書類ができ次第、契約者にお渡しします。なお、お渡しする際に受領印をいただく必要があることから、印鑑をお持ちください。

VI. その他

1. 契約にかかる費用

所有権移転登記までに以下の費用(売買代金を除く)が必要になります。

○印紙税額(収入印紙)

契約金額	税額(収入印紙)
1 万円以上 5 0 万円以下のもの	2 0 0 円
5 0 万円を超え 1 0 0 万円以下のもの	5 0 0 円
1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下のもの	1 千円
5 0 0 万円を超え 1 千万円以下のもの	5 千円
1 千万円を超え 5 千万円以下のもの	1 万円
5 千万円を超え 1 億円以下のもの	3 万円

○登録免許税

$(\text{入札物件の近傍類似地の固定資産評価額}(1\text{ m}^2\text{あたりの単価})) \times (\text{入札物件の面積}) \times 0.015$
＝ 税額(1 0 0 円未満切捨て)

普通財産買受申請書 令和 年 月 日 みどり市長 様 申請者 住 所 氏 名 (又は法人名及び代表者名) 連絡先 下記のとおり普通財産を売払いしてください。	
種 類 又 は 名 称	
所 在 地	
数 量 又 は 面 積 等	
使用目的及び用途 又 は 利 用 計 画	
買 受 価 格	
そ の 他	
添 付 書 類	

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) みどり市長

住 所

氏 名

実印

(又は法人名及び代表者名)

私は、市有地買受の申請に伴い、下記の事項について、誓約し確約いたします。

記

- 1 下記の事項に該当しないことを誓約します。また、今後、下記の事項に該当する事実が明らかになった場合は、申請を無効にされ、又は契約を解除されても、異議・苦情等を申し立てません。
 - (1) みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)第 2 条に定める暴力団並びにその暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項から第 11 項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者
- 2 売払い物件、「市有地売却随時売払い要領」の内容、及び売払い方法等の説明をすべて承知の上、申請しますので、後日これらの事柄について違反したり、みどり市に対し異議、苦情等を申し立てません。
- 3 売払い物件の現状有姿での引渡しを了承し、売買契約締結後は当該土地について一切の責任を負い、隣接地付近の塀(ブロック塀、フェンス、基礎など)、電柱、電話柱、支線、支柱、道路標識、カーブミラー、消火栓柱、その他工作物、ゴミ集積場所、悪臭、隣接地権者とのトラブルなどに対して、及びこれらを原因として自身または第三者に生じた損害に対して、自身の責任と費用で対処処理し、みどり市に対し異議・異論・苦情等を申し立てず、また売買代金の返還減額、損害賠償の請求、契約の解除等を要求しません。

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) みどり市長

住 所

氏 名

実印

(又は法人名及び代表者名)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) みどり市長

【申請者・委任者】

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____
(又は法人名及び代表者名) 実印

私は、次の者を代理人と定め、市有地売却に関する一切の権限を委任します。

【代理人・受任者】

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

1 申請物件

物件番号	所在	地目